

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の割当て事務処理要領

(通則)

第1条 令和4(2022)年11月11日付け「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の取扱いについて」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部・医政局総務課・保険局医療課事務連絡)により、県が行うこととされている新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)患者を受け入れる療養病床の割当てに係る事務処理については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 コロナ患者を受け入れる療養病床の割当てとは、入院受入医療機関でない医療機関がコロナ患者を当該医療機関の療養病床に入院させる場合に、当該コロナ患者の入院期間に限り、当該療養病床を県がコロナ病床とみなすことをいう。

(適用)

第3条 前条においてコロナ病床とみなした療養病床については、重点医療機関の要件その他厚生労働省が定める規定を満たさない限り、新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業費補助金(いわゆる病床確保料)の対象としないものとする。

(申請)

第4条 コロナ患者を受け入れる療養病床の割当てを受けようとする者は、別記様式1による申請書を栃木県保健福祉部長に提出するものとする。

(割当て)

第5条 栃木県保健福祉部長は、第4条に定める申請書が提出された場合は、審査を行い、適正と認められた場合は、申請書記載の療養病床について、コロナ患者を受け入れる療養病床の割当てを行うとともに、別記様式2により申請者宛て通知するものとする。

(その他)

第6条 特別の事情により、前2条に定める手続によることができない場合は、あらかじめ栃木県保健福祉部長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年2月1日から施行し、令和4(2022)年4月1日から適用する。